

## 横浜市震災対策条例施行規則の一部改正に係る意見公募の実施について

### 1 趣 旨

「災害対策基本法（以下、災対法）」の一部が改正され、災害時要援護者関連については、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村長に義務付けられるとともに、平時と災害時のそれぞれについて避難支援者に名簿情報の提供を行うための制度が設けられることとなりました（平成 25 年 6 月 21 日公布、平成 26 年 4 月 1 日施行）。

これに伴い、改正災対法の規定にあわせ、「横浜市震災対策条例施行規則」の一部改正を行います。改正に先立ち、意見公募を実施しますので、ご報告します。

### 2 規則改正案の概要

改正災対法では、市町村が作成する「避難行動要支援者名簿」（本市では「災害時要援護者名簿」がこれに相当します。）に記載し、または記録する事項として 7 項目を定め、平時から自主防災組織等へ提供する名簿についても、この 7 項目を記載するよう規定しています。

本市では、自主防災組織等へ災害時要援護者の個人情報を提供する場合、氏名、住所、年齢、性別の 4 項目を提供情報としているため、災対法の規定にあわせて 4 項目から 7 項目に変更する必要があります。

なお、情報共有方式の提供情報については、「横浜市震災対策条例施行規則」に規定していますので、改正災対法の規定にあわせて規則の改正を行います。

	市震災対策条例施行規則第 5 条に定める自主防災組織等に提供する個人情報	災対法第 49 条の 10 第 2 項に定める名簿情報
提供する個人情報	(1) 氏名	氏名
	(2) 住所又は居所（居所を追加）	住所又は居所
	(3) 生年月日（年齢から変更）	生年月日
	(4) 性別	性別
	(5) 電話番号その他の連絡先（今回追加）	電話番号その他の連絡先
	(6) 避難支援等を必要とする事由（今回追加）	避難支援等を必要とする事由
	(7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項（今回追加）	前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

また、「横浜市震災対策条例施行規則」は、情報共有方式の根拠規定ですが、同意方式により自主防災組織等へ災害時要援護者の個人情報を提供する場合についても、情報共有方式と同様に 7 項目を提供することとします。

#### 【参考】行政からの要援護者名簿の提供方法について

同意方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について同意確認を行い、同意があった方の個人情報（名簿）を提供する方式
情報共有方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録についての事前通知を行い、拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）を提供する方式

### 3 意見公募の実施

(1) 意見公募の内容

「2 規則改正案の概要」のとおり

(2) 意見公募の実施期間

平成 26 年 1 月 15 日（水）から平成 26 年 2 月 14 日（金）まで

(3) 資料の配布・閲覧場所

市庁舎、区役所、関係機関・団体等

### 4 今後のスケジュール

26 年 1 月	横浜市震災対策条例施行規則の一部改正に係る意見公募の実施
3 月	意見公募実施結果公表 市震災対策条例施行規則の一部改正、公布
4 月	災害対策基本法当該規定施行、市震災対策条例施行規則施行

(案)

「横浜市震災対策条例施行規則」の一部改正について(意見公募)

実施期間 平成 26 年 1 月 15 日 (水) ~ 平成 26 年 2 月 14 日 (金)

目 次

- 1 意見公募実施要領 . . . . . 1
- 2 横浜市震災対策条例施行規則の一部改正の概要 . . . . . 2
- 3 横浜市震災対策条例施行規則の一部改正案 . . . . . 3
- 関連資料(1) 横浜市震災対策条例第 12 条抜粋 . . . . . 6
- 関連資料(2) 改正災害対策基本法第 49 条の 10~13 抜粋 . . . . . 7

## **1 意見公募実施要領**

「災害対策基本法」の一部が改正され、災害時要援護者関連については、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村長に義務付けられるとともに、平時と災害時のそれぞれについて避難支援者に名簿情報の提供を行うための制度が設けられることとなりました（平成 26 年 4 月 1 日施行）。

横浜市では、横浜市震災対策条例、横浜市震災対策条例施行規則の規定に基づいた、本人同意を前提としない個人情報提供である情報共有方式を実施しているところですが、改正災害対策基本法の規定にあわせ、横浜市震災対策条例施行規則の一部改正を行う必要がありますので、市民の皆様からのご意見を募集します。

### **(1) 意見公募の期間**

平成 26 年 1 月 15 日（水）から平成 26 年 2 月 14 日（金）まで

### **(2) 意見提出方法**

次のいずれかの方法により、横浜市健康福祉局福祉保健課まで、ご提出ください。

- ① 郵送の場合                   〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1
- ② F A X の場合               FAX 番号：045-664-3622
- ③ 電子メールの場合       アドレス：kf-saigaiyoengo@city.yokohama.jp  
※メールの件名に、「意見公募」と明記してください。

### **(3) 注意事項**

- ① いただいたご意見に対して、個別の回答はしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ② いただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開する可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ③ ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、本案への意見公募に関する業務にのみ利用します。
- ④ その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）」に従って適切に取り扱います。

### **(4) ご不明な点についてのお問合せ先**

横浜市 健康福祉局 福祉保健課 電話番号 045-671-3427

## 2 横浜市震災対策条例施行規則の一部改正の概要

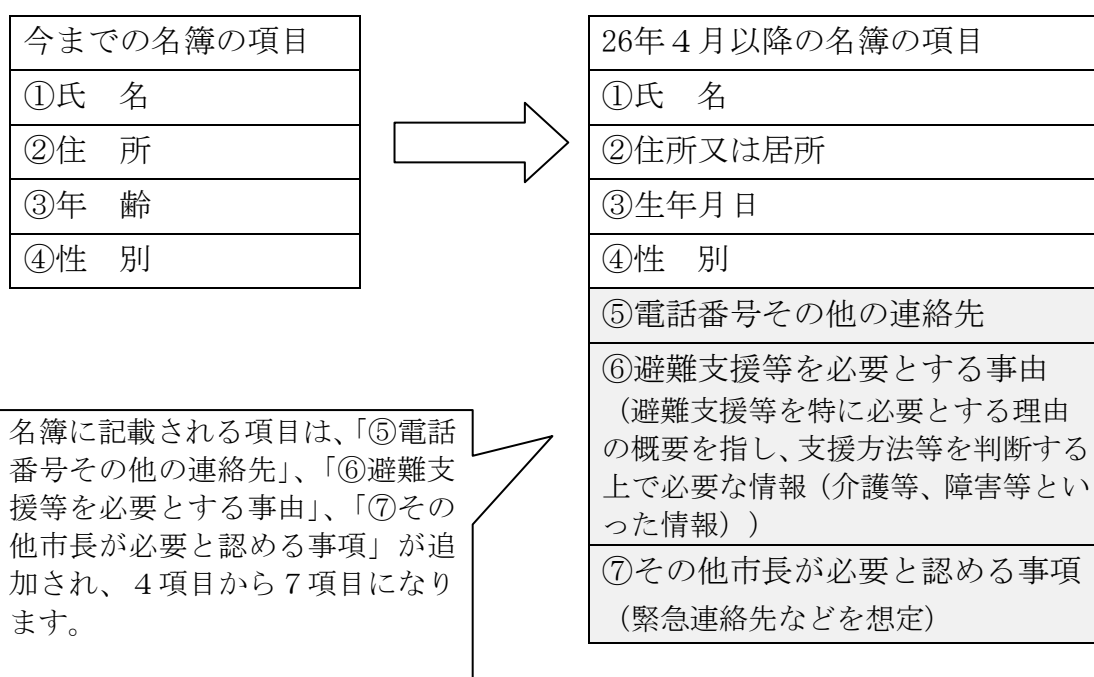
### (1) 改正災対法の規定と横浜市の対応について

改正災対法では、市町村が作成する「避難行動要支援者名簿」（横浜市では「災害時要援護者名簿」がこれに相当します。）に記載し、または記録する事項として7項目を定め、平時から自主防災組織等へ提供する名簿についても、この7項目を記載するよう規定しています。

横浜市では、情報共有方式により自主防災組織等へ災害時要援護者の個人情報を提供する場合の提供情報については、「横浜市震災対策条例施行規則」に規定していますので、改正災対法の規定にあわせて規則を改正する必要があります。

これにより、情報共有方式による提供情報は、4項目から7項目に増えることとなります。

#### (災害時要援護者名簿の記載内容 イメージ)



### (2) 今後のスケジュール

26年1月	規則改正に伴う意見公募手続
3月	横浜市震災対策条例施行規則の一部改正、公布
4月	災害対策基本法当該規定施行、横浜市震災対策条例施行規則施行

### 3 横浜市震災対策条例施行規則の一部改正案

#### 横浜市震災対策条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市震災対策条例(平成25年2月横浜市条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(防災計画を作成する事業者)

第2条 条例第9条第1項に規定する規則で定める事業者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない者
- (2) 消防法第14条の2第1項の規定により予防規程を定めなければならない者
- (3) 横浜市火災予防条例(昭和48年12月横浜市条例第70号)第69条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない者
- (4) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第9号に規定する特定事業者

(防災計画の規定事項)

第3条 条例第9条第1項に規定する規則で定める事項は、震災対策に関する次に掲げる事項とする。

- (1) 防災訓練及び防災に関する研修等に関すること。
- (2) 防災組織に関すること。
- (3) 施設等に対する安全の確保に関すること。
- (4) 防災関係機関との連絡体制に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(災害時要援護者)

第4条 条例第12条第2項に規定する災害時要援護者のうち規則で定める者は、次のいずれかに該当する在宅の者とする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第27条の規定による要介護認定を受けた者であって、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。)第1条第1項第3号に規定する要介護3、同項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5に該当するもの

- (2) 介護保険法第27条の規定による要介護認定を受けた者であって認定省令第1条第1項第1号に規定する要介護1若しくは同項第2号に規定する要介護2に該当するもの又は同法第32条の規定による要支援認定を受けた者であって認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援1若しくは同項第2号に規定する要支援2に該当するもので、次のいずれかに掲げるもの

ア 介護保険法第27条第2項(第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第2項(第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による調査その他の市長が定める調査の結果、厚生労働省が定める認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上である者

イ 65歳以上の者であって、その属する世帯の全ての者が、65歳以上で、かつ、介護保険法第27条の規定による要介護認定又は同法第32条の規定による要支

援認定を受けているもの

- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第 1 条に規定する特殊の疾病による障害の程度が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 4 条第 1 項の厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるもので、障害者総合支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定を受けたもの
- (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 2 項に規定する障害児のうち、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法施行令第 1 条に規定する特殊の疾病による障害の程度が障害者総合支援法第 4 条第 1 項の厚生労働大臣が定める程度である児童であって、その保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。）が障害者総合支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定を受けたもの
- (5) 前各号に掲げる者のほか、身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に規定する身体障害者障害程度等級表による障害の級別（視覚障害、聴覚障害又は肢体不自由に限る。）が 1 級から 3 級までのもの
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長の発行する愛の手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が A 1 又は A 2 に該当するもの

（提供する個人情報）

第 5 条 条例第 12 条第 2 項に規定する保有個人情報のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所又は居所
- (3) 生年月日（年齢から変更）
- (4) 性別
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 条例第 12 条で規定する災害時要援護者の安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動（以下「支援活動」という。）を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支援活動の実施に関し市長が必要と認める事項  
（個人情報の提供をすることができるもの）

第 6 条 前条各号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の提供をすることができる条例第 12 条第 2 項に規定する規則で定めるものは、同条第 1 項の取組を行う自主防災組織に準ずるもので市長が認めるものとする。

（個人情報の提供に関する協定）

第 7 条 個人情報の提供を受けようとするものは、あらかじめ、市長と次に掲げる事項を記載した個人情報の提供に関する協定を締結するものとする。

- (1) 個人情報の提供を受けるものが条例第 12 条第 1 項の取組を行う区域
- (2) 個人情報の保管方法及び返却方法
- (3) 当該協定を解除する事由
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、個人情報の提供に関し必要な事項

2 前項に規定する協定を締結する場合には、当該個人情報の提供を受けようとするものにおいて個人情報を管理する者（以下「情報管理者」という。）及び個人情報を取り扱う者（以下「情報取扱者」という。）を市長に届け出なければならない。届け出た情報管理者又は情報取扱者を変更しようとするときも同様とする。

（個人情報の提供）

第8条 市長は、個人情報の提供を行うときは、第4条に規定する者に係る第5条各号に掲げる事項を記載した書類により行わなければならない。

（個人情報の適正な取扱い）

第9条 個人情報の提供を受けたものは、情報管理者及び情報取扱者以外の者が当該個人情報を閲覧することができないよう措置すること、情報管理者及び情報取扱者に対して個人情報の取扱いに係る研修を実施することその他の個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の漏えい等の対応）

第10条 個人情報の提供を受けたものは、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損若しくは改ざんが生じ、又はその恐れがあることを知ったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（委任）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長又は健康福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（横浜市地震対策条例施行規則の廃止）

2 横浜市地震対策条例施行規則（昭和50年3月横浜市規則第24号）は、廃止する。

附 則（平成18年3月規則第84号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月規則第58号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成25年8月規則第70号）抄

（施行期日）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。



## 関連資料(1)

### 横浜市震災対策条例第12条抜粋

#### (災害時要援護者対策)

第12条 市は、高齢者、障害者その他の地震が発生した場合の対応に困難を伴うことが予想される者（以下「災害時要援護者」という。）について、安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動が円滑に行われるよう必要な体制を整備するとともに、平素から地域の自主的な支え合いの取組を支援するものとする。

- 2 市長は、前項の取組を支援するため、災害時要援護者のうち規則で定める者に係る個人情報（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する保有個人情報のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）について、自主防災組織及び規則で定めるものに対し、あらかじめ提供をすることができる。
- 3 市長は、個人情報については、あらかじめ当該災害時要援護者のうち規則で定める者が前項の提供を拒否する場合には、同項の規定にかかわらず、当該提供をすることができない。
- 4 市長は、個人情報については、第1項の取組を行うもの以外のものに提供してはならない。
- 5 第2項の規定により個人情報の提供を受けたものは、当該情報を第1項の取組以外の目的に利用してはならず、当該情報の漏えいを防止し、当該情報を規則で定めるところにより適正に取り扱わなければならない。

## 関連資料(2)

改正災害対策基本法第 49 条の 10～13 抜粋

### 第 3 節 避難行動要支援者名簿の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第 49 条の 10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第 1 項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第 1 項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第 1 項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第 49 条の 11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供する

ものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。